

マスクフリーに対する松下電機製作所の考え方

新型コロナ感染症対策として実施されてきたマスクの着用について、日本政府の方針として令和5年3月13日からは個人の判断に委ねられます。

一方で新型コロナの感染症法上の扱いは2類(相当)のまま維持され5類への移行は令和5年5月8日からと予定されています。つまり5月8日までは、これまでどおり新型コロナに感染した場合、もしくは濃厚接触者に該当した場合は自宅療養(待機)等が求められます。

したがって当社としては、新型コロナ感染(濃厚接触)による欠勤、出勤停止等のリスクを回避する目的から**職場内では当面の間マスクの着用をお願いする事**とします。引き続き[手洗い励行]・[黙食黙煙]・[健康管理(検温)]もお願いします。なお、工場内に入出入りする取引先についても同様の協力をお願いします。

2023年2月27日

総務部

新型コロナウイルス感染症対策

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から
マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために
マスクを着用しましょう

受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時
通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために
マスク着用が効果的です

高齢者
慢性肝臓病がんで心臓病など
妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

厚生労働省
作成: 令和5年2月10日

新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の主な措置の変遷		令和5年5月8日から
	初期段階 (病原性等が不明)	現在 (病原性等が一定程度判明)
感染者の全数把握	○ 患者情報等を詳細に全例届出	△ 様式を大幅に簡素化し、届出は4類型に限定
積極的疫学調査	○ 詳細な疫学調査を全例実施	△ 高齢者施設等に限定
入院措置・勧告	○ 全ての患者	△ 高齢者等に重点化
患者・濃厚接触者の行動制限	○ 全ての患者・濃厚接触者 最大14日間	△ 患者は最大7日間(有症状) 濃厚接触者は家庭内等に 限定し、最大5日間
在宅療養者への健康観察等	○ 在宅療養者に対して、保健所 等から直接電話等で連絡	△ 対象を重点化し、ICTも活用して対応
水際措置(検疫)	○ 入国時検査、施設での隔離等	△ ほとんどの水際措置を緩和
ワクチン・治療薬の開発状況	—	○
	2類(相当)扱い	5類扱い

令和5年5月8日から

(参考) 季節性インフルエンザ
△ 定点観測等
△ 高齢者施設等必要に応じて実施
× (法律上、適用できない)
× (患者の自主的な対応等へ)
× (法律上、適用できない)
× (法律上、適用できない)
○